

令和6年度 第3回富山地方最低賃金審議会議事録

1. 日時 令和6年8月5日（月） 14:30～15:30

2. 場所 富山労働総合庁舎 5階大会議室

3. 出席者

公益代表委員	長尾会長、高倉会長代理、柳原委員、両角委員、堀岡委員
労働者代表委員	石田委員、大森委員、黒川委員、山本委員、鈴木委員
使用者代表委員	寺山委員、江下委員、森口委員
事務局	小島労働局長、倉重労働基準部長、成田賃金室長、 佐竹賃金室長補佐

4. 議事次第

- (1) 富山県最低賃金専門部会報告について
- (2) 富山県最低賃金の改正決定について（答申）
- (3) 特定最低賃金の改正決定等の必要性の有無について（諮問）
- (4) その他

5. 資料

別添のとおり

6. 議事内容

[佐竹賃金室長補佐] それでは、今年度第3回富山地方最低賃金審議会を始めます。本日は、使用者代表委員の八田委員、和田委員のお二人が御欠席でございますが、定足数を満たしており、本会議が有効に成立しておりますことを御報告いたします。

なお、森口委員におかれては所用により途中で退席の御予定です。

それでは、議事の進行を長尾会長にお願いしたいと存じます。

[長尾会長] それでは、審議に入ります。

まず、議事1の富山県最低賃金専門部会報告についてですが、先ほど開催された第5回専門部会において部会審議が結審し、報告文が提出されております。

それでは、部会長を務めました私から報告いたします。

今年度の富山県最低賃金専門部会における審議につきましては、6月28日に富山地方最低賃金審議会において調査審議を付託された後、5回にわたり審議を重ねてまいりましたが、残念ながら全会一致に至らず、第5回専門部会において公益代表委員見解をお示しつつ、公益代表委員による富山県最低賃金改正案について採決した結果、最低賃金額は現行最低賃金額を50円引き上げて1時間998円とする旨議決し、専門部会報告といたしました。

それでは、公益代表委員見解及び専門部会報告を事務局から読み上げてください。

[成田賃金室長] それでは、資料No.1 富山県最低賃金の改正決定に関する報告書を御覧ください。朗読いたします。

富最賃専第5号 令和6年8月5日

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明 あて

富山地方最低賃金審議会 富山県最低賃金専門部会 部会長 長尾治明
富山県最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年6月28日、富山地方最低賃金審議会において付託された富山県最低賃金の改正決定について、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので報告する。

また、別紙2のとおり令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額908円）は令和4年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。
委員名の読み上げは省略致します。

引き続き1枚めぐりまして、別紙1を朗読いたします。

富山県最低賃金を次のとおり改正決定すること。

- 1 適用する地域 富山県の区域
- 2 適用する使用者 前号の地域内で事業を営む使用者
- 3 適用する労働者 前号の使用者に使用される労働者
- 4 前号の労働者に係る最低賃金額 1時間998円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの 精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日 令和6年10月1日

さらに1枚めぐりまして、別紙2を朗読いたします。

富山県最低賃金と生活保護との比較について

1 最低賃金

- (1) 件名 富山県最低賃金
- (2) 最低賃金額 時間額908円
- (3) 発効日 令和4年10月1日

2 生活保護水準

- (1) 比較対象者 18～19歳・単身世帯者
- (2) 対象年度 令和4年度
- (3) 生活保護水準（令和4年度）生活扶助基準（第1類費＋第2類費＋期末一時扶助費）の富山県内人口加重平均に住宅扶助の実績値を加えた金額（93,211円）

3 生活保護に係る施策との整合性について

上記1の（2）に掲げる金額の1箇月換算額と上記2の（3）に掲げる金額とを比較すると富山県最低賃金が下回っているとは認められなかった。

1箇月換算額に関する注釈です。908円（富山県最低賃金）×173.8（1箇月平均法定労働時間数）×0.807（可処分所得の総所得に対する比率）＝127,353円

可処分所得の比率につきましては、令和6年7月10日開催の中央最低賃金審議会第2回目安に関する小委員会配布資料で示された比率を用いています。

続いて公益代表委員見解を朗読いたします。資料No.2を御覧ください。

令和6年8月5日

令和6年度富山県最低賃金改正決定に係る公益代表委員見解

富山県最低賃金専門部会は、富山地方最低賃金審議会に付託された令和6年度富山県最低賃金の改正決定の審議に当たって県下の経済雇用状況、賃金調査の結果、労使各委員の意見等を総合的に勘案しながら、最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素を考慮した議論を慎重に重ねたが、公労使一致した結論に至らなかった。

このため、令和6年度富山県最低賃金の改正決定について、令和6年7月25日に中央最低賃金審議会の答申を参酌することに加え、前述の事情を総合的に勘案し、当専門部会の公益代表委員による見解を下記のとおり取りまとめた。

記

- 1 最低賃金額については、時間額を50円引き上げて998円とする。
 - 2 以上の結論に至った際に着目した要素は以下のとおりであるが、一方、賃金支払能力に関連する経済指標を見ると厳しい状況に置かれた企業があることも事実であり、特に中小・小規模事業者に対する支援策についての国に対する要望も附帯事項として示すこととした。
- (1) 労働者の生計費について、富山市の消費者物価指数(持家の帰属家賃を除く総合)は、全国平均を上回る状況が続き、前回最低賃金が改定された令和5年10月から今年6月までの対前年同期の上昇率は平均3.83%であり、政府による電気・ガス料金の支援策である「電気・ガス価格激変緩和対策」が今春終了し、新たに始まった「酷暑乗り切り緊急支援」も令和6年10月をもって終了することを考えれば、この先、さらに物価は上昇するものと考えられる。

加えて、食料品など生活必需品価格は消費者への価格転嫁が進みつつあり、富山市の消費者物価指数をみると、天候による影響に左右されにくい「生鮮食品を除く食料」指数で、前回最低賃金が改定された令和5年10月から今年6月までの対前年同期の上昇率は平均5.23%となっている。

こうした中、国民生活基礎調査によれば、生活意識が「苦しい」とする世帯は59.6%と昨年(51.3%)から増加し、児童のいる世帯に限ると65.0%となっている。

内閣府によると、昨今の物価上昇において、食料とエネルギーの価格上昇による家計負担の増加額が収入に占める割合は、所得水準が低いほど大きいとされており、とりわけ最低賃金近傍で働く労働者の生活は苦しくなっていくと考えられる。

- (2) 労働者の賃金について、今年の富山県内の春季賃上げ妥結状況における賃金上昇率は、連合富山による集計結果(7月1日現在)では4.99%と昨年(3.52%)を上回った。規模99人以下に限った集計においても、率にして4.19%、額にして月9,384円、時間額換算で56.5円の引上げとなった。

富山県経営者協会による集計結果(6月14日最終集計)では4.39%と昨年(3.26%)を上回った。

賃金改定状況調査結果については、第4表①②におけるBランクの賃金上昇率は2.4%と、昨年度の結果(2.0%)を上回り、さらに継続労働者に限定した第4表③におけるBランクの賃金上昇率は2.9%と、これも昨年の結果(2.4%)を上回っている。

このことから、企業規模に関わらず総じて昨年を上回る賃金引上げが行われているものの、実質賃金は昨年から今年までの間、前年比マイナスを記録している。

- (3) 通常の事業の賃金支払い能力について、日本銀行金沢支店による北陸短観集計データ

によれば、富山県の売上高経常利益率は令和5年度全産業計7.47%であり、直近10年の平均3.65%及び直近5年の平均3.01%を大きく上回っている。

一方、日本銀行富山事務所が公表した短観によれば、今年6月調査における業況判断D.I.は富山県全産業・製造業ともに改善し、非製造業では5期連続の改善であるものの、製造業・非製造業ともに先行きは悪化に転じる見通しとなっている。なお、中小企業庁による全国約48,000社に対して行われた価格交渉促進月間（令和6年3月）フォローアップ調査の結果では、「一部でも価格転嫁できた」とする企業は全体の67.2%に達した一方、令和5年9月と比較すると4.2ポイントの増加に留まる状況にある。

(4) 最低賃金法第9条第2項に規定されたいわゆる3要素に関連する概況は以上のとおりであるが、これまで重ねてきた審議においても、最低賃金近傍で働く労働者に対する物価の影響は十分考慮すべきとの意見及び企業規模に関わらず、賃上げの動きは広がっているとの認識は公労使一致していた。このため、今年度は、3要素のデータを総合的に勘案しつつ、特に生鮮食品を除く食料物価指数の高騰、10月までの時限的措置である「酷暑乗り切り緊急支援」終了後の物価上昇、企業規模を問わず昨年を上回る賃上げ率が見られるものの実質賃金はマイナスを続けているといった点に着目し、前記1で示した額が適切であると見解を示した。

(5) 一方、賃金支払い能力の点では、取引価格の適正化・価格転嫁がその改善に重要なポイントであることは公労使共通の認識であり、また、企業における生産性向上も欠かせないため、附帯事項として国に対し以下を求める。

ア 企業物価指数が高止まりする中、適切な価格転嫁による適正な価格設定をサプライチェーン全体で定着させることは経済の好循環の実現のために必要であり、その際、労務費の適切な転嫁を通じた取引適正化が不可欠であることから、独占禁止法・下請法の執行強化はもとより、関係省庁の連携強化、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知徹底を行うこと。

イ 事業場内最低賃金を上げるとともに、生産性向上に資する設備投資を行った場合、その費用の一部を助成する「業務改善助成金」について、その申請件数は増加しているところ、更に中小・小規模事業者が活用できるよう積極的に周知を図ること。

併せて、非正規雇用労働者の処遇改善を支援するキャリアアップ助成金等についても周知を図ること。

以下、資料名は省略いたします。

以上です。

[長尾会長] 今ほど、富山県最低賃金の改正決定につきまして、専門部会の報告及び公益代表委員見解を読み上げていただきました。

本審議会委員を代表いたしまして、専門部会の審議に携わられた委員の皆様の真摯な審議に感謝申し上げます。

今ほどの専門部会報告ですが、こちらにつきまして、本審議会における審議に付したいと思えます。

各委員におかれては御質問や御意見等はございますでしょうか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 御質問等はないようですので、専門部会報告につきまして、本審議会として了承することといたしたいと存じます。

続きまして、議事2の富山県最低賃金の改正決定について（答申）に移ります。

今ほどの報告のとおり、専門部会において全会一致の結論が得られなかったことから、本審議会において改めて富山県最低賃金の改正決定に関する審議を行い、その結果をもって富山労働局長に答申いたしたいと存じます。

本審議会の公益代表委員といたしましては、専門部会における審議経過を尊重し、専門部会報告の別紙1にあります富山県最低賃金の改正案を本審議会における改正案としたいと存じますが、このことについて労使各側から御意見をお伺いしたいと存じます。

[労働者側委員] ありません。

[長尾会長] 使用者側はいかがでしょう。

[使用者側委員] ありません。

[長尾会長] 御意見はないようですが、採決によって本審議会としての決定をいたしたいと存じます。

専門部会報告の別紙1は先ほど事務局が読み上げましたので、説明は省略し、採決を行います。

賛成、反対、保留の順にお伺いしますので、挙手をお願いします。

専門部会報告の別紙1の改正案に賛成の委員は、挙手をお願いします。

次に、反対の委員は、挙手をお願いします。

最後に、保留の委員は、挙手願います。

事務局から採決の状況を報告してください。

[佐竹賃金室長補佐] 採決状況を御報告いたします。

賛成9名、反対3名、保留0名です。

[長尾会長] 採決の結果、賛成9名、反対3名、保留0名ですので、賛成多数により、専門部会報告の別紙1の改正案をもって本審議会の決議といたします。

続きまして、富山労働局長への答申文案について御審議いただきたいと思えます。事務局は、委員に答申文案の配付をお願いいたします。

(事務局は、答申文案を配付)

[長尾会長] 事務局は、答申文案を読み上げてください。

[佐竹賃金室長補佐] それでは、朗読いたします。

右上の文書番号、日付は議決前のため空欄となっております。

富山労働局長 小島悟司 あて

富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明

富山県最低賃金の改正決定について（答申）（案）

当審議会は、令和6年6月28日付け富労発基0628第1号をもって貴職から諮問のあった標記のことについて、慎重に調査審議を重ねた結果、別紙1のと通りの結論に達したので答申する。

また、別紙2のとおり令和6年7月25日付け中央最低賃金審議会の「令和6年度地域別最低賃金額改定の目安について（答申）」の考え方にに基づき最新のデータにより比較したところ、令和4年10月1日発効の富山県最低賃金（時間額908円）は令和4年度の富山県の生活保護水準を下回っていなかったことを申し添える。

なお、審議経過は別紙3のとおりである。

別紙1、別紙2につきましては、先ほど朗読しました専門部会報告と変わりありませんので省略いたします。

別紙3の朗読は省略させていただきますが、これまでの専門部会の審議経過を記載しております。

[長尾会長] 各委員におかれましては、内容を御確認いただきましたでしょうか。

本案をもって富山労働局長に答申をしたいと存じますが、よろしいでしょうか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、本案をもって富山労働局長に答申することといたします。

[佐竹賃金室長補佐] それでは、本審議会会長から、富山県最低賃金の改正決定について答申させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動願います。

（会長が答申文に会長印を押印の上、局長に答申文を手交）

[佐竹賃金室長補佐] 答申を頂きましたことにつきまして、富山労働局長から御挨拶させていただきます。

[小島労働局長] ただ今、長尾会長様から富山県最低賃金の改正決定に関する答申をいただきましたので、一言、御礼申し上げます。

6月28日に諮問して以来、長尾会長様をはじめ、各委員の皆様方、とりわけ、専門部会委員の皆様方には、厳しい日程で、しかも暑い日が続く中、5回にわたり精力的に調査、審議をいただき、今回の答申をいただきましたことに、厚く御礼申し上げます。

本年度の改正審議におきましても、県内における労働者の生計費、賃金、通常の事業の賃金支払能力に関連する各種統計資料、また、物価高騰などに伴い今回の過去最高額の目安額であったことなどを踏まえ、公・労・使、それぞれのお立場から、真摯に議論していただくとともに、最後まで合意形成に向けた調整に、御努力いただき、今回の答申をいただいたところでありまして、これまでの御苦勞に敬意を表する次第であります。

当局といたしましては、只今いただきました答申に基づきまして、10月1日発効に向けて、諸手続きを万全に進めてまいります。

なお、今後は、富山県最低賃金の改正に関する異議があった場合の御審議、また、3件の特定最低賃金に関する御審議をいただくこととしており、皆様方、大変お忙しい中、誠に恐縮でございますが、引き続き、慎重、かつ、十分な審議となるようお願い申し上げ、誠に簡単ではございますが、御礼の挨拶とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

[寺山委員] 使用者側から一言よろしいでしょうか。

先ほど今年度の富山県最低賃金は50円引上げで、結審いたしました。使用者代表委員としても全会一致を目指しておりましたが、今年度も大幅な引上げが予想される中、引上げ額は企業の支払い能力を上限として、生計費、賃金水準をバランスよく考慮していただきたいと望んでまいりました。また、公益委員の見解は尊重しておりますが、先ほどの専門部会でも少しお話をさせていただきましたように、影響率が昨年以上に大きくなっています。そして一番危惧している倒産件数ですが、通常は景気が良いときは倒産件数が減り、景気が悪いときは倒産件数が増えるところ、コロナ禍の間は御存じの通り倒産件数が非常に低く抑えられてきました。これはゼロゼロ融資という倒産件数を減らす政策によるもので、この先ゼロゼロ融資の返済が始まり、金利も引上げられる中で、今、既に倒産件数が昨年の3割以上増えているわけです。これから倒産件数がさらに増加する懸念がある中、今回大幅な引上げとなりました。もちろん労働者の生活費である賃金は、一定の引上げが必要だということは十分感じております。しかし、ここまで上がってしまうと、これは労使ともに共通の懸念である、事業継続すなわち、雇用維持といったところが破綻してしまう恐れがあります。今回結審した50円の引上げ額は、今の富山県の実態からすると、企業の支払い能力を超えてしまう例が一定数出てしまわないかと危惧しています。今、政策的にも企業努力が足りないところは淘汰されても仕方がないということなのかもしれませんが、こういった二極化の方針に対しては、残念ながら使用者代表委員としては賛成しかねることを御理解いただきたく最後に一言だけお話をさせていただきました。以上です。

[長尾会長] それでは、事務局から、今後の手続について説明してください。

[成田賃金室長] 今後の手続につきまして説明させていただきます。

ただ今答申を頂きましたので、事務局では、本日、答申内容に対する異議申出のための公示を行います。

異議申出期間は、公示日の翌日から起算して15日を経過する日までとされておりますので、8月20日（火）が期日となります。

異議申出期日までに異議の申出があった場合は、8月21日（水）午前10時に開催を予定しております第4回本審において、その取扱いを御審議いただくこととなります。

その後は、その審議結果等を踏まえまして、事務手続きを進めることとなりますが、第4回本審で仮に原答申どおり決定することが適当であるとする審議結果となれば、10月1日発効となるよう官報公示の手続きを進めてまいります。

異議申出がない場合、富山労働局長は、答申どおり富山県最低賃金を決定し、10月1日発効となるよう官報公示の手続きを行います。

以上です。

[長尾会長] 次に、議事3の特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてにつきまして審議を行います。

7月末日までに、3件の特定最低賃金につきまして、改正決定の申出が行われており、本日は、これらの申出を受け、富山労働局長から特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問が行われます。

それでは、事務局から説明してください。

[成田賃金室長] 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきに当たり、今年度の申出状況を説明させていただきます。

今年度の特定最低賃金の申出状況につきましては、資料No.3の令和6年度特定最低賃金改正決定申出一覧に取りまとめ、資料No.4として申出書の写しをお付けしております。

資料No.3、一覧表にございますように、7月末までに富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金、富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金、富山県百貨店、総合スーパー最低賃金の改正の申出が提出されております。

以上です。

[佐竹賃金室長補佐] それでは、富山労働局長から、特定最低賃金改正決定の必要性の有無について諮問させていただきたいと存じます。お手数ですが、会長及び局長は、所定の場所まで御移動願います。

[小島労働局長] 特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について諮問させていただきます。

令和6年8月5日 富山地方最低賃金審議会 会長 長尾治明殿

富山労働局長 小島悟司

特定最低賃金の改正決定の必要性の有無について（諮問）

最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第1項の規定に基づき、下記特定最低賃金の改正決定に関する申出があったので、同条第21条の規定により、その必要性の有無について、貴会の意見を求める。

記

- 1 富山県玉軸受・ころ軸受、他に分類されないはん用機械・装置、トラクタ、金属工作機械、機械工具、ロボット、自動車・同附属品製造業最低賃金
 - 2 富山県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 - 3 富山県百貨店、総合スーパー最低賃金
- 以上です。どうぞよろしく願いいたします。

(局長は、会長に諮問文を手交)

[佐竹賃金室長補佐] ただ今から、諮問文の写しをお配りしますのでしばらくお待ちください。

(事務局は、諮問文(写)を各委員及び傍聴人に配付)

[佐竹賃金室長補佐] 配付いたしましたので、進行のほど、お願いいたします。

[長尾会長] 配付の諮問文につきまして御確認いただきたいと存じます。

特定最低賃金の改正決定の必要性につきましては、第56期富山地方最低賃金審議会運営規程第3条を適用し、特別小委員会において審議していただきたいと存じますがいかがでしょうか。

[労使委員] 異議なし。

[長尾会長] 御異議がないようですので、本日の審議終了後、引き続き特別小委員会を開催し、必要性の有無について審議をお願いしたいと存じます。

委員の皆様におかれましては、円滑な審議が行われますよう、御理解と御協力をお願いいたします。

続いて、議事4のその他ですが、何かございますか。

[労使各側委員] ありません。

[長尾会長] 事務局から連絡事項はありますか。

[佐竹賃金室長補佐] 2点ございます。

1点目ですが、会長からもありましたが、特定最低賃金の改正の必要性について、この後、特別小委員会を開催いたします。特別小委員会の委員におかれてはお疲れのところ恐縮ですが、引き続きよろしく願いいたします。

2点目ですが、次回、第4回本審は、令和6年8月21日(水)午前10時から富山労働局で開催を予定しておりますので、御出席のほどよろしく御願ひ致します。以上です。

[長尾会長] 以上で、予定しておりました議事は全て終了いたしました。
ここまでの議事に関連して、御意見・御質問はございますでしょうか。

[労使各側委員] 特にありません。

[長尾会長] 特になければ、本日の審議はこれで終了いたします。
議事録確認担当委員については、私のほか、
労働者代表委員からは、黒川委員
使用者代表委員からは、江下委員
のお二人にお願いしたいと存じますが、よろしいですか。

[労使各側委員] 異議なし。

[長尾会長] それでは、本日の審議は以上で終了とします。
お疲れ様でした。